

令和6年度香川地方最低賃金審議会
第1回香川県最低賃金専門部会議事録

令和6年7月19日(金)
高松サポート合同庁舎
北館702会議室

出席者	公益側	春日川(途中から参加)、柴田
	労働者側	立石、中村、三屋
	使用者側	奥田、白石、檜垣

- 議 題
- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」等の改正について
 - (3) 香川県最低賃金専門部会の公開について
 - (4) 香川県最低賃金額と生活保護費との比較について
 - (5) その他

○賃金室長

ただ今から令和6年度香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、籠池委員が欠席されております。春日川委員は少し遅れて来るとのことですのでございますけれども、現時点で7名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日は第1回目の部会ですので、部会長、部会長代理が選出されますまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、初めに西原労働基準部長からご挨拶を申し上げます。

○労働基準部長

香川労働局労働基準部長の西原でございます。

本日は、お忙しい中、また大変暑い中、令和6年度の香川地方最低賃金審議会第1回香川県最低賃金専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、お忙しい中、本専門部会委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

ご存じの通り、本専門部会は香川県最低賃金の改正決定に係る調査審議を行うことを目的に設置されております。

本日は第1回目の専門部会でございますので、部会長及び部会長代理の選任、本専門部会運営規程等、専門部会の公開、それから、香川県最低賃金額と生活保護費との比較の審議等を予定しております。

現在、中央最低賃金審議会の目安に関する小委員会において、令和6年度の地域別最低賃金改定の目安について議論されているところでございます。報道によると労側が大幅な引き上げを求める一方、使側は大幅な引き上げに慎重な姿勢を示しているようですが、詳細についての連絡はまだございません。今後、中央最低賃金審議会において答申が出されましたら、その結果も踏まえつつ審議を進めていただくこととしておりますので、よろしく願いいたします。

最後になりますけれども、本専門部会での議論を深めていただき、皆様が納得いくような形で全会一致での答申をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。本日及び今後の専門部会の運営につきましてよろしく願いいたします。

○賃金室長

それでは、資料のご確認をお願いいたします。

本日の資料は、

- (p1) 資料No. 1 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門
部会委員名簿
- (p3) 資料No. 2 香川地方最低賃金審議会運営規程
- (p7) 資料No. 3 香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門
部会運営規程(案)
- (p11) 資料No. 4 令和4年度 香川県最低賃金額と生活保護費と
の比較

(p13) 資料No. 5 主要統計資料

(p255) 資料No. 6 業務改善助成金利用状況

をお配りしておりますが、不足等はございませんか。

次に、委員の皆様をご紹介させていただきます。

(p1) 資料No. 1として、名簿を配付しておりますのでご覧ください。

五十音順に、お名前のみご紹介させていただきます。

公益代表委員といたしまして、籠池委員、春日川委員、柴田委員
でございます。

次に、労働者代表委員といたしまして、立石委員、中村委員、三
屋委員でございます。

次に、使用者代表委員といたしまして、奥田委員、白石委員、檜
垣委員でございます。

以上の9名でございます。

それでは、議題(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」
です。

最低賃金法第25条第4項により、同法第24条を専門部会につい

て準用することとなっており、部会長及び部会長代理を公益代表委員より選出していただくこととなっております。

従来、香川県最低賃金専門部会におきましては、公益代表委員の間で部会長及び部会長代理の候補を相談し、委員の皆様のご承認により決定してまいったところでございますが、本年度におきましても従来どおりの方法で選出するというので、よろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

それでは、予め各公益代表委員のご意見をお伺いしたところ、総意により、部会長に柴田委員、部会長代理に籠池委員と伺っておりますが、部会長及び部会長代理について、お諮りいたします。

いかがでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○賃金室長

ありがとうございました。

それでは、柴田部会長に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○柴田部会長

ただいま、委員の皆様のご承認を頂き、部会長を仰せつかることとなりました柴田でございます。

労使の合意が取れますよう十分審議を尽くしてまいりたいと考えておりますが、それぞれの委員の立場により、意見が違うということは承知しております。

毎年、いろいろな要因が加わってこの協議もますます複雑かつ難しくなっているというのが率直な印象です。

中央の審議会の結果等も踏まえて、香川県の最低賃金の在り方につきましては、ぜひ皆様でご検討いただきたいと思います。

また、全会一致の答申についても非常に重要と思います。せっか

く、こういう形で協議する場がございますので、ぜひ全会一致の答申となりますようお願い申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

今年度もどうぞよろしく願いいたします。

○賃金室長

ありがとうございました。

部会長、部会長代理が選出されましたので、今後の議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。

柴田部会長、よろしく願いいたします。

○柴田部会長

本日の会議次第は、お手元のとおりでございます。

まず、議題（２）の「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程」等の改正について、でございます。

事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

はい。規程の改正についてご説明します。２点ございます。

（春日川委員が到着）

ただいま、春日川委員が到着されましたので会議に参加していただきます。

資料No.3の「香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程(案)」の赤字の箇所をご覧ください。

１点目は第５条のテレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席した場合の取扱いに係る規程の改正についてです。

本審の運営規程につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等を受けて、令和３年１２月１日に、本審をオンラインで開催することをできることとする規程の改正が行われたのですが、感染症以

外にも、近年頻発する地震や異常気象等に備え、当専門部会についても本審と同様のテレビ会議システムを利用した会議への出席等について、運営規程に盛り込んでいただくものです。

もう一点は、これも本審においては既にご承認を頂いているものなのですが、議事録確認委員による議事録の確認の廃止に係る規程の改正についてです。

これまで議事録につきましては、部会長及び部会長の指名した委員2人に確認をして頂いておりましたが、これを廃止し、議事録(案)を全委員にメール送信をいたしますとともに、発言された委員より修正箇所があれば修正箇所と修正内容をご連絡いただき、修正のうえ議事録を作成して、作成した議事録を全委員にメール送信するという方法に変えるというものです。

これに伴い、第8条で「会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が確認するものとする。」と規程されているものを「会議の議事については、議事録を作成する。」としております。

つきましては、テレビ会議システムを利用する方法によって会議に出席した場合の取扱い及び議事録確認委員による議事録の確認を廃止することに伴う規程の改正について、ご審議いただきたいと思います。

○柴田部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

○立石委員

テレビ会議システムの出席について、専門部会の全体の会議は全員が集まると思うのですが、公使会議、公労会議の際、会議に参加

しない労働者代表、使用者代表は控室に移動すると思います。移動したとき、テレビ会議システムにより参加している者の対応はどうなりますか。

○賃金室長

事務局におきまして、今ご質問頂いた点について、十分な検討ができていない部分がありますが、テレビ会議システムにより参加していた者を会議に参加しない状態にする等の対応を行う必要があるかと思っておりますので、そこをどう担保するかについては、事前の検討が不足していた部分ではあります。

○立石委員

テレビ会議システムにより参加する者がいる場合、労働者代表用の端末を1台、使用者代表用の端末を1台準備して頂いて、例えば、公使会議が行われている間、労働者代表は端末をもって控え室に行き、控室でテレビ会議システムにより参加している労働者代表と話ができる状態にしてもらいたい。

○賃金室長

今おっしゃっていただいたことを踏まえて、部会長と相談して具体的な対応を検討したいと思っております。

○労働基準部長

当初の考えとしては公労会議、公使会議の場に端末を1台置いて実施することを検討していたのですが、控室でも使用したいとの趣旨とのことで、やり方については検討したいと思っております。

○柴田部会長

労働者代表又は使用者代表に、テレビ会議システムによる参加者

がいた場合、控室において何かしらコミュニケーションをとる方法を確保してほしいということだと思いますが、具体的な運用方法については検討するということにして、規定については案のとおり変更してよろしいでしょうか。

（「異議なし。」の声あり）

それでは、「香川地方最低賃金審議会香川県最低賃金専門部会運営規程（案）」につきましては、「案」を取っていただき、本日から施行することといたします。

続いて、香川県最低賃金専門部会の公開について、でございます。事務局より説明をお願いします。

○賃金室長

香川県最低賃金専門部会の公開については、(p7)資料No.3の「香川地方最低賃金審議会 香川県最低賃金専門部会運営規程」及び当専門部会のこれまでの審議を踏まえ、令和3年度以降は、当専門部会の第1回は会議を公開し、議事録及び会議資料についても公開となっております。

また、第2回以降の会議につきましては、令和4年度までは非公開とし、議事要旨を公開していましたが、令和5年度から、公労委員、公使委員で行う金額審議以外の部分と、結審することとなる回の、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、会議を公開し、議事録及び資料も公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することとしています。

そして、専門部会の公開につきましては、昨年度実施した結果をもとに、公開、非公開について今年度専門部会においてさらに検討することとしています。

○柴田部会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

(特に意見、質問等は出ず)

それでは、当専門部会の公開について、今年度はどうするかということですが、まず私の意見を述べさせていただき、皆様のご意見を伺ったうえで最終的に決定したいと思います。

部会の公開に関しては、規程によると原則公開で「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの場合は、部会長は会議や資料について非公開とすることができるとなっております。

部会の会議のうち、これまで非公開としている公労委員、公使委員で行う金額審議と結審する会の金額審議後の公労使の委員で行う会議の部分につきましては、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」などの要件に合致することから、今年度も会議を非公開とせざるをえないと考えています。

それ以外の非公開としている部分につきましては、議事録の公開などについて委員から慎重な意見もあることなどから、もう1年様子を見て、世の中の動き、他県の様子も見ながら、来年度、公開、非公開について、再度検討することにしたらよいと思われませんが、いかがでしょうか。

基本的に前年と同じ扱いということになりますが、香川においては他県と比べても公開しているほうだと思いますので、皆様の意見を聞かせてもらえたらと思います。公開に関しては前年と同じ扱いということによろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

それでは、香川県最低賃金専門部会の第2回目以降につきましては、昨年度と同様今年度も公労委員、公使委員で行う金額審議の部分は非公開とし、結審することとなる回は、公労委員、公使委員で行う金額審議に入る前の冒頭の公労使委員で行う会議以外の部分を非公開とします。

公開する部分につきましては、議事録、資料を公開することとし、非公開とする部分につきましては、議事要旨を作成して公開することにします。

本年度実施した結果をもとに、公開、非公開について来年度再度検討することとしますが、いかかでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

○柴田部会長

では公開、非公開については今申し上げた通りとさせていただきます。

次に、議題(4)の「香川県最低賃金額と生活保護費との比較について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○室長

(p11)資料No.4の「令和4年度 香川県最低賃金額と生活保護費との比較」をご覧ください。

生活保護費との比較につきましては、最低賃金法第9条第3項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策と

の整合性に配慮するものとする。」と定められております。

最低賃金と生活保護費の比較については、地域別最低賃金は都道府県単位であるのに対し、生活保護は所在地、年齢、及び世帯構成等の事情により基準額が異なるほか、住宅扶助等の各種扶助があります。

また、最低賃金は時間額なのに対し、生活保護は月額で決定されるという違いがあります。

このため、平成 20 年度の中央最低賃金審議会と比較方法を整理して比較を行っています。

今年度におきましても、その比較方法により、令和 4 年度発効の香川県最低賃金 時間額 878 円と令和 4 年度の香川県の生活保護費とを比較しております。

中段をご覧ください。令和 4 年度の最低賃金額 878 円に法定労働時間に基づいた月の労働時間数 173.8 時間と可処分所得率 0.807 を掛けると、月額の手取り額 123,145 円となります。

生活保護費は、生活扶助基準である 1 類費、2 類費、冬季加算、期末一時扶助費に住宅扶助を合算すると 94,560 円となります。

この差額が月額 28,585 円で、時間額では、204 円となり、令和 4 年度においては、最低賃金額が生活保護費より上回っております。以上です。

○柴田部会長

香川県最低賃金額は生活保護費を上回っているとの説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

(特になし)

○柴田部会長

よろしいですか。

それでは、議題の最後の「その他」に移ります。

事務局から何かございますか。

○室長

(p13)資料No.5の主要統計資料について説明させていただきます。こちらは、最低賃金額の審議の参考としていただくための、香川県の景況、賃金、労働時間、雇用に関する統計資料、全国の本年度の賃金改定状況調査結果等でございます。

(P15)資料5-1は、香川県最低賃金額等の推移でございます。平成25年度以降の香川県最低賃金額等の推移で、過去11年の最賃額、目安上積額、目安額、基礎調査に基づく未満率、影響率、発効日等でございます。

(P17)資料5-2は、香川の賃金概況です。7月2日の本審の資料と同じもので、令和5年6月分の賃金についての調査結果でございます。

(P29)資料5-3は、令和6年賃金改定状況調査結果、今年6月1日現在の全国調査でございます。(P34)第4表①は、産業計、男女計、男女別の賃金上昇率でございます。香川県が属しておりますBランクの産業計男女計の賃金上昇率は、令和5年2.0%→令和6年2.4%、全体では、令和5年2.1%→令和6年2.3%となっております。

(P41)資料5-4は、令和6年4月分の香川の賃金、労働時間及び雇用の動きで、香川県政策部統計調査課の毎月勤労統計調査地方調査結果でございます。4月現在の事業所規模5人以上及び30人以

上の事業所について毎月実施している調査でございます。

(P59)資料 5-5 は、香川労働局職業安定部の令和 6 年 5 月分香川県の雇用情勢でございます。有効求人倍率は 1.48 倍、前月差プラス 0.03 ポイント、全国 4 位で、全国平均は 1.24 倍でございます。平成 23 年 8 月以降 154 か月連続 1 倍台を維持し、正社員の有効求人倍率は 1.14 倍、前年同月比プラス 0.02 ポイントでございます。

(P73)資料 5-6 は、四国財務局の令和 6 年 4 月香川県内経済情勢報告でございます。総括判断は、「持ち直している。」とされております。

(P83)資料 5-7 は、2024 年 7 月 12 日付け日本銀行高松支店の香川県金融経済概況でございます。概況として「香川県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。」とされています。

(P85)資料 5-8 も日本銀行高松支店の企業短期経済観測調査結果の概要(2024 年 6 月)―四国地区、香川県、徳島県―でございます。P86 をご覧ください。四国地区の全産業は、2024 年 6 月の時点で 6 月の最近の業況感が +8% ポイント、前回 3 月との変化幅は -4% ポイントとなっております。6 月時点の先行きの業況感は +7% ポイントで、6 月の最近の業況感との変化幅は、-1% ポイントとなっております。

(P95)資料 5-9 は、四国経済産業局の令和 6 年 4 月分四国地域の経済動向の概要でございます。「四国地域の経済は、持ち直しの動きが見られる」とされております。

(P105)資料 5-10 は、香川県統計調査課の令和 6 年 5 月分高松市の消費者物価指数でございます。総合指数は令和 2 年を 100 として 107.9、前年同月比は 3.6% 上昇しております。

(P109)資料 5-11 は、内閣府の令和 6 年 6 月の月例経済報告でございます。「景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とされております。

(P119)資料 5-12 は、連合の 2024 春季生活闘争第 7 回最終の回答集計結果でございます。

(P121)①の平均賃金方式で、2024 年の全体の引き上げ額は、15,281 円、引き上げ率は 5.10%。2023 年は、10,560 円、引き上げ率は 3.58% ございました。

(P125)経団連の 2024 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況は、500 人未満で総平均 10,420 円、アップ率 3.92%。2023 年は 7,864 円、2.94% ございました。

(P127)資料 5-13 は、ランク別の地域別最低賃金の未満率及び影響率の推移でございます。(P128)の香川県においては、未満率は一昨年度の 1.0% から昨年度は 1.6% に、影響率は一昨年度の 13.2% から昨年度は 16.2% となっており、全国平均を下回っております。

(P131)資料 5-14 は、最新の経済指標の動向で、令和 6 年 6 月の内閣府の月例経済報告主要経済指標でございます。令和 6 年 7 月 10 日(水)に開催された令和 6 年度中央最低賃金審議会第 2 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

(P181)資料 5-15 は、都道府県統計資料編、(P197)資料 5-16 は、業務統計資料編でございます。ともに、令和 6 年 6 月 25 日(火)に開催された令和 6 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、厚生労働本省の HP に掲載されているものでございます。

(P207)資料 5-17 は、足下の経済状況等に関する補足資料です。令和 6 年 6 月 25 日（火）に開催された令和 6 年度中央最低賃金審議会第 1 回目安に関する小委員会の資料で、更に 7 月 10 日（水）に開催された第 2 回目安に関する小委員会で 1 回目の更新資料として出されたものを更新したものです。昨日、第 3 回目安に関する小委員会で新たに資料が示されておりますが、当該資料については、時間の関係もあり、皆様にお示しできておりません。以上です。

○柴田部会長

ただ今事務局より、資料の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。

（特になし）

○柴田部会長

特にご質問等がございませんので、ほかに、事務局から何かございますか。

○室長

今後の審議日程についてですが、本審の終了後にもお伝えしましたとおり、7 月 31 日（水）13 時 15 分から、第 3 回本審、運営小委員会、15 時から第 2 回県最賃専門部会の 3 つの会議を本日と同じ北館 702 会議室において開催する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、7 月 24 日（水）は、本日開催が出来なかった場合の予備日としていましたが、本日開催されましたので、開催の必要性がなくなったことをご連絡いたします。よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

○柴田部会長

それでは用意した議題は終わりましたが、他にご発言等、ございませんか。なければ、第1回県最賃専門部会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

――了――